

# 報告書骨子（案）

5月16日

## 1. 問題意識

〔省略〕

## 2. 現状認識

〔省略〕

## 3. 対応の方向性

### (1) 総論

- ・ 地上波放送のデジタル化の完了（2011年7月）、通信インフラのブロードバンド化の完了（2010年度にブロードバンド・ゼロ地域を解消）を考慮すると、2010年代初頭には、ブロードバンド・アクセスを全国どこでも利用できるような仕組みを確立すべき。
- ・ 通信・放送の規制のあり方をゼロベースで見直し、事業者間の公正競争の促進と事業展開の自由度の拡大を図り、各事業者の競争力を高めるべき。
- ・ 同時に、通信と放送の融合が進みやすい環境を整備することを通じて、民間の創意工夫による新しいサービスの実現を容易にすべき。

### (2) 融合を進めるための環境整備

#### ① IPマルチキャストの著作権法上の扱い

- ・ 放送の法体系上、電気通信役務利用放送は放送の一種であるにもかかわらず、役務利用放送事業者によるIPマルチキャスト放送は著作権法上通信と解釈され、権利処理の際に不利に扱われている。役務利用放送全体が著作権法上も放送として扱われるよう、政府の関係部局は可及的速やかに対応すべき。

- ・ 現行の著作権法には、実態にそぐわない規定が散見されることから、関係部局は、放送・有線放送区分を撤廃し伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、技術革新に的確に対応した抜本改正を早期に行うべき。

## ② 融合的サービスの出現を促す環境の整備

- ・ 技術革新に伴い、IPネットワークを活用した全く新しい放送類似サービスが出現する可能性が高まっていることから、そうした新しいサービスの出現を促すため、制度面・技術面での環境整備を進めるべきである。

## ③ 通信・放送の技術開発のあり方の見直し

- ・ 技術革新のメリットを国民が最大限に享受できるようにするとともに、日本発で国際的に通用する技術標準を作れるよう、標準化のあり方を抜本的に見直すべきではないか。
- ・ NHKの研究、NTTの基盤研究を法律で義務付けている現状は問題ではないか。

## ④ 通信・放送の法体系の抜本の見直し

- ・ 2010年代初頭までに、現行の通信・放送の法体系を全面的に見直し、様々な事業形態を有する事業者がそれぞれ伝送路等の多様化に柔軟に対応し、ユーザーニーズに応じた多様なサービスを提供できる法体系とすべき。

# (3) 通信事業における一層の競争の促進

## ① 事業規制のあり方の見直し

- ・ IP化の進展、通信・放送の融合に対応した新しいサービスの登場を促すためには、通信市場における公正な競争を徹底することが必要であり、ドミナント規制をはじめとする事業規制のあり方を抜本的に見直し、速やかに実施することが必要ではないか。

## ② NTTのあり方の見直し

- ・ 1999年のNTT再編は、デジタル化・IP化等の技術革新の急速な進展

を想定したものではなく、NTT東西の業務範囲を県内通信に限定する等、結果としてNTT東西のポテンシャルを減じているのではないか。

- ・ IP化の進展、放送のデジタル完全移行、ブロードバンドゼロ地域の解消によって、通信サービスからコンテンツ等に至る各レイヤーを越えた新しい事業モデルが重要になると見込まれる。その際、NTT東西がアクセス網をはじめとするボトルネック設備を保有していることにより、ブロードバンド市場全体の健全な競争を阻害することのないようにすべきではないか。
- ・ 通信・放送市場において、競合事業者とともにNTT各社が本来持つポテンシャルが十分に発揮されるようにするには、NTT全体の事業展開の自由度を高めるべきではないか。そのためには、NTTのあり方の抜本的改革を実施すべきであり、そのための検討を即座に開始すべきではないか。

#### (4) 放送事業における自由な事業展開の促進

##### ① マスメディア集中排除原則の緩和

- ・ IP化・グローバル化の時代にふさわしいマスメディア集中排除原則のあり方を早急に確立すべき。
- ・ その際、手法としては、持ち株会社方式、キー局による地方局の子会社化等が考えられるが、どの形が望ましいか。
- ・ キー局同士の統合は認められないと考えるべきではないか。

##### ② 未利用周波数帯の有効利用の促進

- ・ 地上波放送のデジタル化が完了した後、放送事業者に割り当てられた地上波放送用の周波数帯の中に未利用部分が生じた場合、当該事業者がそれを活用して通信サービス等の新しいサービスを提供できる環境を整備すべきではないか。

##### ③ 地上波デジタル放送のIPマルチキャストによる再送信

- ・ 地上波デジタル放送をIPマルチキャストで再送信する際は、基本的には地域制限を設けるべきではないのではないか。

- ・ 県単位の市場のみに依存しては地方局の収益基盤と制作力の強化は困難であり、また視聴者利便を図る観点から、希望する地方局が、自主制作番組のIPマルチキャストによる発信エリアを拡大できるようにすべきではないか。その際でも、県域単位の免許という地上波放送の秩序や地方局の経営に深刻な影響を与えないよう、配慮すべきではないか。

#### ④ 新たな放送サービスへの参入の促進

- ・ 技術進歩に伴い、将来的に実現が期待される携帯向け映像配信サービス等の新たな放送サービスについては、新規参入を容易にすべきではないか。

#### ⑤ コンテンツの制作・流通環境の改善

- ・ 日本のコンテンツ産業を活性化し、ソフトパワーの強化を実現するためには、放送事業者の外部調達のある方を見直すべきではないか。
- ・ 例えば、NHKについては、番組の大半を子会社から調達するのを改め、一定割合は外部調達するようにすべきではないか。また、民放については、番組取引の実態についての情報公開等を進めるようにすべきではないか。

### (5) NHKの抜本改革

#### ① 経営委員会の抜本的改革

- ・ NHKのガバナンスの強化のためには、実質的に非常勤取締役会的になっている経営委員会を抜本的に改革し、経営委員会と理事会の関係を、一般の株式会社の取締役と執行役の関係に変えるべきではないか。
- ・ そのためには、例えば、一部委員を常勤化し、経営委員会は国会対応等を含め、実質的にNHKの経営責任を負うべきではないか。経営委員会の事務局も抜本的に強化すべきではないか。また、経営委員のメンバー構成等を再検討すべきではないか。
- ・ 不正行為を根絶するため、コンプライアンス組織を設置すべきではないか。

## ② NHKのチャンネルの削減

- ・ 現行の8波という公共放送の数は、電波の希少性、個々のチャンネルの役割等の観点から見直すべきではないか。
- ・ 地上テレビ放送の数を削減することは、地方の住民や高齢者への配慮等の観点から問題がある。一方、衛星放送、ラジオ放送について、どの程度の削減を行うべきか。

## ③ NHK本体と子会社の見直し

- ・ ガバナンスや経営の効率性に対する意識が欠如する中、NHKグループ全体として肥大化し、不祥事や非効率が増え彫りになっている現状を踏まえると、以下の措置を一体的に実施し、NHKグループ全体を抜本的に見直してスリム化すべきではないか。
  - NHK本体と子会社の関係の抜本的な見直しが必要ではないか。
  - 公共性の高い事業や受信料で賄うべき事業は当然NHK本体に残すべきであるが、一方で、公共性が低い事業や経営の自由度を与えるべき事業は、NHK本体から分離して外部化すべきではないか。
  - 現行の子会社の抜本的な整理・統合を行い、子会社の数を大幅に削減すべきではないか。

## ④ 番組アーカイブのブロードバンドでの提供

- ・ NHKの過去の番組アーカイブをブロードバンド上で積極的に公開することを通じ、日本のコンテンツ制作力を強化するとともに、海外に対する映像情報発信を促進するという公共的な役割を果たすべきである。
- ・ NHK本体がそうした事業を行うべきか。それとも、子会社が行うべきか。

## ⑤ 国際放送の強化

- ・ 外国人向け映像による国際放送を早期に開始すべきであり、その際、日本文化と報道をバランス良く発信するとともに、テレビ放送とIP網による番組配信の双方で行うべきである。

- ・ NHK本体がそうした事業を行うべきか。それとも、子会社が行うべきか。

## ⑥ 受信料制度の改革

- ・ 上述のガバナンス強化や組織のスリム化等の措置に加え、受信料徴収コストを削減した上で、現行の受信料水準を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得るようにすべきではないか。
- ・ 受信料未払い（受信契約未契約や受信料不払いなどの）というフリーライドを看過することはできないので、将来的には、上述のNHKの抜本改革が履行され、国民の理解が得られることを前提に、まず受信料支払いの義務化を実施した上で、その後更に必要があれば罰則化も検討すべきではないか。